

日本大学認定こども園学則

平成28年7月1日制定
平成29年4月1日施行
平成31年2月1日改正
平成31年4月1日施行
令和元年10月11日改正
令和元年10月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他関係法令の趣旨に従い、日本大学建学の精神に基づき、のびのびと自己を発揮し、人と共に生きる子どもを育てることを目的とする。

2 前項の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めるものとする。

- ① 自ら関わろうとする豊かな生活を通して、友達と協働し生きる力を育むこと。
- ② 遊びを通して多様な体験を積み重ねながら、乳幼児期の発達を保障すること。
- ③ 地域に開かれた園として、子育てを支援していくこと。

(名称)

第2条 本園は、日本大学認定こども園という。

(位置)

第3条 本園の位置を、東京都世田谷区野沢1丁目32番6号に置く。

(入園資格)

第4条 本園に入園することができる者は、次の各号の子どもとする。

- ① 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に定める子ども（以下「1号認定子ども」という）
- ② 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に定める子ども（以下「2号認定子ども」という）
- ③ 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に定める子ども（以下「3号認定子ども」という）

第2章 学期・休業日及び開園時間

(学期)

第5条 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(教育及び保育の提供を行う日)

第6条 本園の教育及び保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 前項の規定にかかわらず、1号認定子どもへの教育及び保育の提供については、次の休業日を加える。

① 土曜日

② 日本大学創立記念日 10月4日

③ 学年始休業日 4月1日から4月9日まで

④ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

⑤ 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

⑥ 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(教育及び保育の提供を行う時間)

第7条 本園の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

① 教育標準時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後1時30分までを標準とする。

② 保育標準時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日 午前7時15分から午後6時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

第3章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第8条 本園の学級編成及び収容定員は次のとおりとする。

対象年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定子ども	—	—	—	20	20	20	60
2号認定子ども	—	—	—	30	30	30	90
3号認定子ども	8	15	16	—	—	—	39
合計	8	15	16	50	50	50	189
学級数	1	1	1	2	2	2	9

第4章 教育・保育課程及び子育て支援

(教育及び保育の内容)

第9条 本園の教育及び保育の内容は、健康と体力の増進、自立性と自主性の涵養、創造的活動の推進、友達との協働性の重視等とする。

(子育て支援)

第10条 地域の子育て家庭及び保護者を援助するため、子育てに関する相談・援助等を実施する。

第5章 教職員

(教職員)

第11条 本園に、次の教職員を置く。

- ① 園長 1名
- ② 保育教諭 17名以上
- ③ 養護教諭 1名以上
- ④ 事務職員 1名以上

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて教職員を置くことがある。

3 園長は、園務を処理し、所属教職員を監督する。

第6章 入園・退園・休園・転園・修了及びほう賞

(入園)

第12条 本園への入園のうち、1号認定子どもについては、本園の建学の精神に基づく選考を行い、園長が入園を許可する。

2 本園への入園のうち、2号認定子ども及び3号認定子どもについては、世田谷区が行う利用調整を経て、園長が入園を許可する。

(入園手続)

第13条 1号認定子どもとして入園しようとする者は、本学所定の申込書その他必要書類に納付金を添えて提出するものとする。

2 2号認定子ども及び3号認定子どもとして入園しようとする者は、世田谷区の定めた申請手続を行うものとする。

(退園、休園若しくは転園)

第14条 退園、休園若しくは転園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長等に届け出るものとする。

(修了)

第15条 本園が定める所定の教育及び保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(ほう賞)

第16条 心身の発達著しく他の模範となる者には、これをほう賞することがある。

第7章 保育料・受入準備金及び考査料等

(保育料・受入準備金及び考査料等)

第17条 保育料・受入準備金及び考査料等については別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定教育及び保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを受けることがある。

3 在籍者は、出席の有無にかかわらず所定の期日にその月分の費用を本園に納入しなければならない。

(納付金の不返還)

第18条 既納の保育料その他の納付金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第8章 施設の管理

(施設の管理)

第19条 施設の管理についての重要事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この学則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この学則に必要な細則は、園長が定める。

別表

第17条第1項に定める保育料・受入準備金及び考査料等の金額は下記のとおりとする。

(単位 円)

項 目	1号認定子ども (3・4・5歳児)	2号認定子ども (3・4・5歳児)	3号認定子ども (0・1・2歳児)
受入準備金	110,000	60,000	80,000
施設維持費	100,000	73,600	73,600
保育料	園児が居住する自治体が定めるとおりとする		
教材費	36,000	18,000	18,000
考査料	5,000		

※受入準備金及び考査料は初年度のみ徴収する。

※施設維持費，教材費は年額として徴収する。

※給食費は別途定め徴収する。